

新型コロナウイルス感染症の影響により、 収入が減少した世帯は、申請により、

国民健康保険税が減免

となります。

■対象となる世帯

- 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
- 主たる生計維持者の事業収入等（事業、不動産、山林、給与）の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯
 - 事業収入等が前年と比較して3割以上の減少が見込まれること
 - 前年の合計所得額が1,000万円以下であること
 - 前年の事業収入等以外の合計所得額が400万円以下であること（注）非自発的失業者軽減制度に該当する世帯は、**対象外**となります。

■対象となる保険税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期にかかる保険税
※申請（提出）日以降の未到来納期税額が対象です。

■減免割合

- 対象世帯1の場合 ⇒ **全額免除**
○対象世帯2の場合 ⇒ **減免額 = 減免対象税額 (A×B/C) × 減免割合 (D)**
A:当該世帯の年間保険税額
B:減収が見込まれる事業等の前年の合計所得額
C:主たる生計維持者及び被保険者全員の前年の合計所得額

前年の 合計所得額	300万円 以下	400万円 以下	550万円 以下	750万円 以下	1,000万円 以下
減免割合 (D)	10割	8割	6割	4割	2割

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得額に関わらず10割減免

■申請方法

窓口での混雑を防ぐため、原則として郵送で行います。
下記の提出書類並びに添付書類を任意の封筒でご郵送ください。

＜提出書類（申請する方はご連絡ください。書類をお送りいたします）＞

- 国民健康保険税減免申請書 ○収入等状況報告書

＜添付書類（写し可）＞

- 対象世帯1の場合
1) 死亡診断書、もしくはり患を証明する書類（医師の診断書）
○対象世帯2の場合
1) 令和2年中の収入額がわかる書類（確定申告書の控え、収支内訳書、給与明細書等）
2) 令和3年1月から申請する月までの収入がわかる書類（給与明細書、収入と経費がわかる帳簿等）

■申請期間

各納期限の7日前まで

【お問い合わせ先】 五戸町役場 税務課 電話：0178-62-2111（内線122）